

下水道河川・水道・交通委員会  
令和 8 年 2 月 1 3 日  
水 道 局

# 道志水源林プラン(第十二期)について

横浜市は、大正5年に山梨県道志村の山林を取得し、10年を一期とする道志水源林プランに基づき、100年以上水源林として守り続けています。

現在は第十一期プランで管理を進めており、令和8年度から第十二期に移行します。

## 目次

- 1 道志水源林プランの概要
- 2 道志水源林プラン（第十一期）平成28年度～令和7年度の評価
- 3 道志水源林プラン（第十二期）令和8年度～令和17年度の概要

# 1 道志水源林プランの概要

## 《水源林管理の目的》

水源林を適正に管理することにより、安定した河川流量と良好な水質を維持し、健全な水循環と環境保全に寄与するとともに、横浜市民へ良質な水道水を供給する



## 《基本方針》

- ① 森林の保護・育成により、水源かん養機能の向上を図る。
- ② 水源地域との交流や連携により村の活性化に努める。
- ③ 河川水質の保全活動や温暖化防止対策など、環境保全に努める。

## 2 道志水源林プラン（第十一期）の評価

### 《第十二期プランの策定に先立つ有識者による評価》

- 第十一期プランに基づく管理の結果、間伐によって樹間が適度に空き、林内の光環境が改善している。
- 下層植生の生育も良好で、人工林から、より水源かん養機能の高い天然林への移行が順調に進んでおり、水源林として良好な状態にある。

#### 有識者

- ・藤枝 基久：農学博士  
(元国立研究開発法人森林総合研究所 上席研究員、水保全研究室長)
- ・石塚 森吉：農学博士  
(元国立研究開発法人森林総合研究所 研究コーディネーター)
- ・田中 浩：農学博士  
(公益財団法人 国際緑化推進センター技術顧問、  
元国立研究開発法人森林総合研究所 理事)





## 2 道志水源林プラン（第十一期）の評価

### 《第十一期の評価において有識者から指摘された課題》

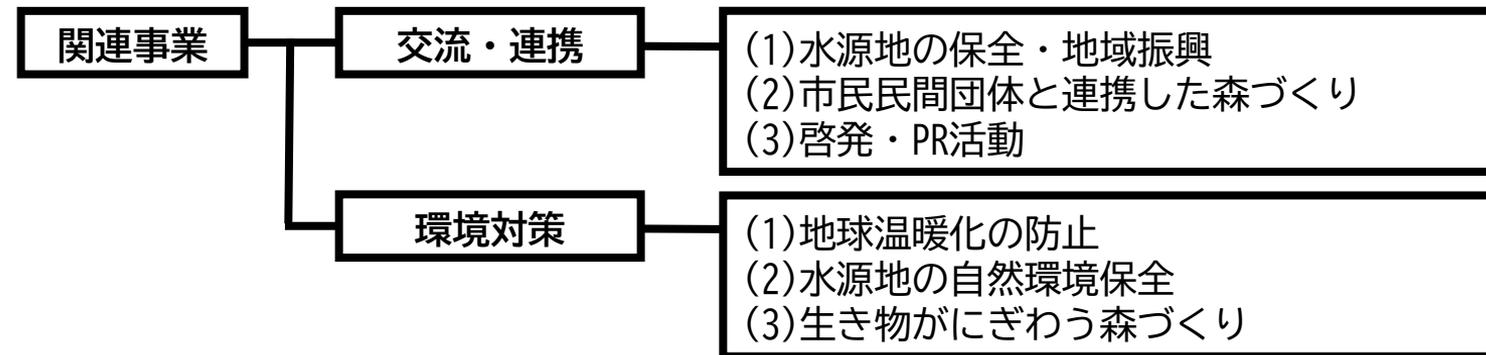
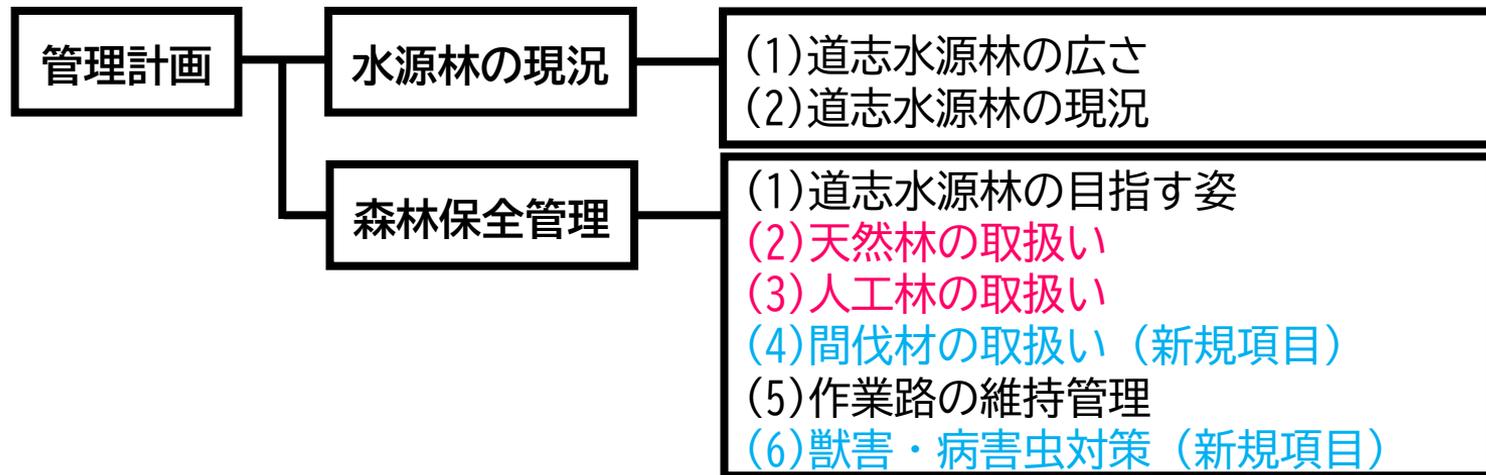
#### （1）間伐材の搬出による影響

道志川流域は崩壊しやすい花崗岩質で、地形も急峻なため、作業路の設置や間伐材の引きずりによる搬出は土壌を損傷し、水源かん養機能に悪影響を及ぼす。

#### （2）獣害による影響

間伐により下層植生の生育条件は整っているものの、野生動物による食害の影響で広葉樹の育成が困難な状況にあることから、獣害対策を一層強化する必要がある。

### 3 道志水源林プラン（第十二期）の概要



### 3 道志水源林プラン（第十二期）の概要

#### （1）天然林の取扱い

人工的な管理は必要最小限にとどめ、基本的には自然の推移に委ねます。森林が自らの力で安定した状態へ移行し、その土地に適した森林を形成することを目指します。

#### （2）人工林の取扱い

人工林では、計画的に間伐を繰り返し、樹間を徐々に広げることで林内の光環境を改善し、広葉樹が自然に育つ条件を整えます。針葉樹の大木の間、保水機能の高い広葉樹が混生する「針広混交林」へと誘導し、天然林への回帰を促します。

### 3 道志水源林プラン（第十二期）の概要

#### （3）間伐材の取扱い（新規項目）

間伐材の搬出にあたっては、土壌を損傷し、水源かん養機能に悪影響を及ぼすおそれのある方法を行わないものとします。

間伐材の有効利用やPRを目的に、土壌や下層植生への影響が少ない方法について、費用対効果なども踏まえながら検討し、既存の林道や作業路に近い林地など、可能な範囲に限って搬出を行います。

### 3 道志水源林プラン（第十二期）の概要

#### （4）獣害・病害虫対策（新規項目）

シカによる食害を防止するため、保護カバーの設置などの対策を進めます。あわせて、道志村をはじめ関係機関が実施する獣害駆除事業との連携を図ります。



また、令和2年度から継続的に発生しているナラ枯れ被害は、令和7年度に被害本数が減少傾向にあるものの、撲滅には至っていません。山梨県の「被害木の全量処理」という方針に沿って、道志村や関係機関と連携しながら総合的な対策を継続します。

## 今後の道志水源林管理

横浜市の水道水は、道志川の豊かな水源に支えられています。  
この水源林を守り、次の世代へ確実に引き継ぐことは、私たちの責務です。

道志水源林プラン（第十二期）では、森林の公益的機能を最大限に高めるため、間伐による針広混交林化を進めるとともに、獣害・病害虫対策などの新たな課題にも対応してまいります。

今後も道志村や関係機関と連携を図りながら、健全な水循環と環境保全に努め、市民の皆様に安全で良質な水を安定して供給できるよう、着実に取り組んでまいります。



# “清らかな水を横浜に届ける道志の森”

## 道志水源林プラン（第十二期）（令和8年度～17年度）

水道局では、道志川の水質を保全するため、大正5（1916）年に山梨県から道志村内の山林を購入し、以降、おおむね10年を1期として計画を定め、合計11期にわたって水源林の管理・保全を進めてきました。

横浜水道長期ビジョンの基本理念「暮らしとまちの未来を支える横浜の水」のもと、安全で良質な水を育む、横浜市の水源地を守り続けていくとともに、水源地の環境保全などにもさらに力を注いでいくこととし、第十二期の計画を策定いたしました。

計画期間は令和8年度から17年度までとします。

### ＜水源林管理の目的＞

水源林を適正に管理することにより、安定した河川流量と良好な水質を維持し、健全な水循環と環境保全に寄与するとともに、横浜市民へ良質な水道水を供給することを目的とします。

### ＜基本方針＞

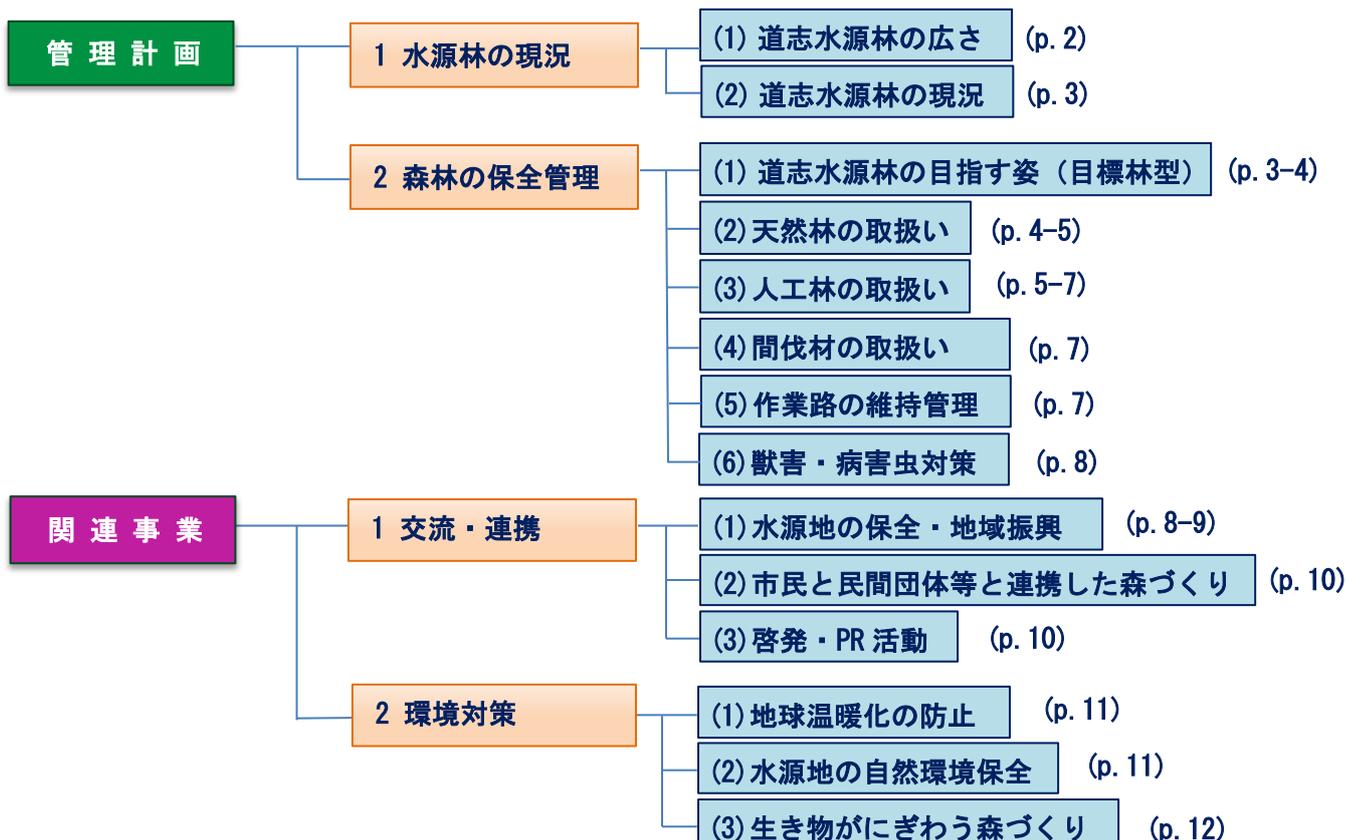
管理の目的を達成するため、次の事項を基本方針とします。

- ① 森林の保護・育成により、水源かん養機能（※p.4参照）の向上を図ります。
- ② 水源地域との交流や連携により村の活性化に努めます。
- ③ 河川水質の保全活動や温暖化防止対策など、環境保全に努めます。



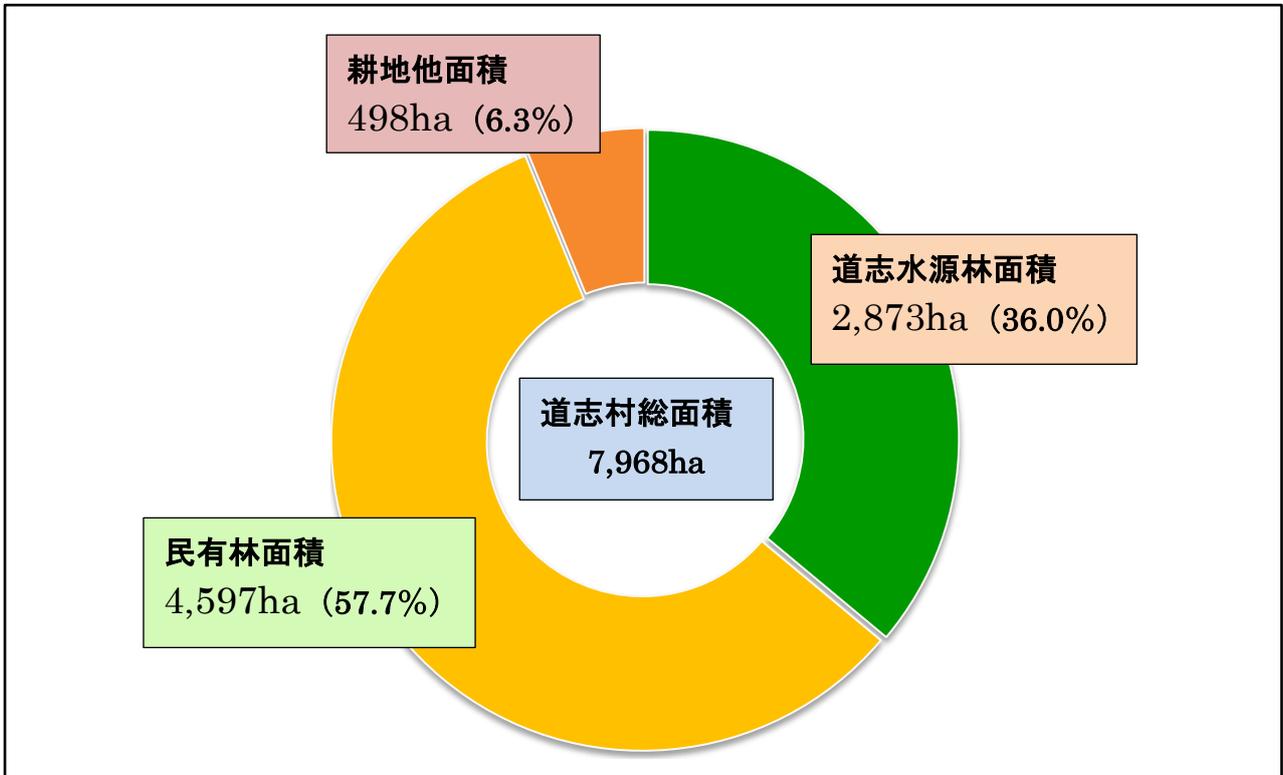
## プランの体系

「道志水源林プラン（第十二期）」は、「管理計画」と「関連事業」の二本の柱で構成しています。



(1) 道志水源林の広さ

横浜市は道志村内に、村の総面積の約 36 パーセントにあたる広さの水源林（道志水源林）を保有しています。その水源林は、山の中腹から尾根までの範囲に広がっています。



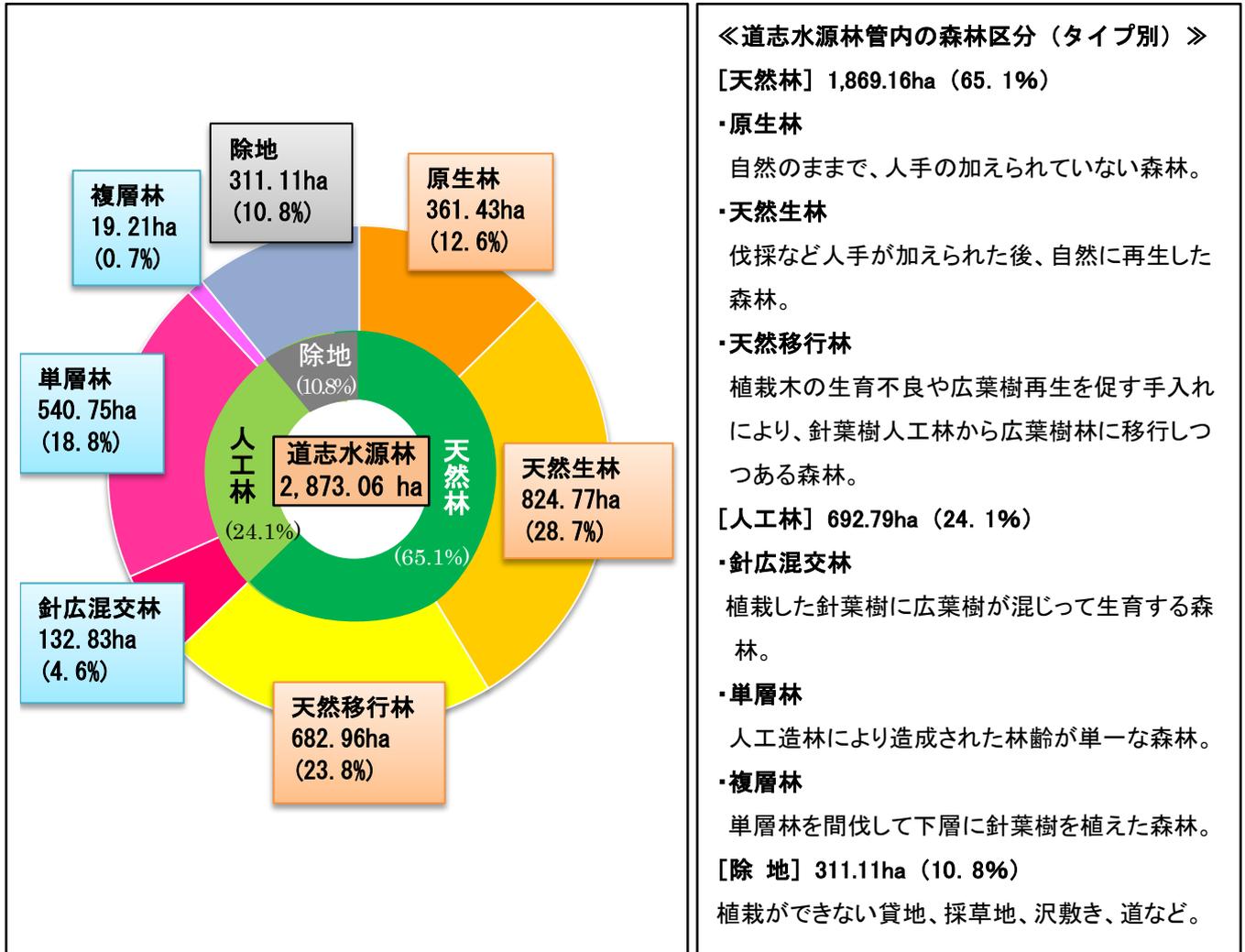
濃い緑と薄い緑のところが横浜市が保有する「道志水源林」です。



## (2) 道志水源林の現況

道志水源林の森林は、かつては様々な落葉広葉樹を主とした原生的な森林でしたが、その多くは伐採されており、現況は、あまり人手が加えられていない「天然林」と人が主に針葉樹(スギ・ヒノキ)を植栽した「人工林」から構成されています。

そのほか管内には、除地(貸地、採草地、沢敷き、道など)があります。



### 「道志水源林管内の森林区分 (タイプ別)」

〔天然林〕 1,869.16ha (65.1%)

#### ・原生林

自然のまま、人手の加えられていない森林。

#### ・天然生林

伐採など人手が加えられた後、自然に再生した森林。

#### ・天然移行林

植栽木の生育不良や広葉樹再生を促す手入れにより、針葉樹人工林から広葉樹林に移行しつつある森林。

〔人工林〕 692.79ha (24.1%)

#### ・針広混交林

植栽した針葉樹に広葉樹が混じって生育する森林。

#### ・単層林

人工造林により造成された林齢が単一の森林。

#### ・複層林

単層林を間伐して下層に針葉樹を植えた森林。

〔除地〕 311.11ha (10.8%)

植栽ができない貸地、採草地、沢敷き、道など。

## 2 森林の保全管理

## 管理計画

### (1) 道志水源林の目指す姿 (目標林型)

～ 目指す姿 (目標林型) は「環境林」～

森林は、「木材生産」「地球環境保全」「土壌保全」「水源かん養」「生物多様性保全」など、私たちの生活を支えてくれる様々な機能を持っています。

これらの機能を大きく二つに分けると、一つは、木材などの生産物の「生産機能」であり、もう一つは、水源かん養や生物多様性保全などの「環境保全機能」になります。

「生産機能」を重視した林は、生産を目的とする「生産林」と呼び、「環境保全機能」を重視した林は、環境保全を目的とする「環境林」と呼びます。

「環境林」が目標とする森林タイプには、一例として色々な樹種が混生する針広混交林や広葉樹林があります。これらの森林では、様々な性質の落ち葉や枯れ枝などが堆積した土壌を形成し、保水力が高くなり、多くの生き物が生息するとともに、水源かん養機能も高まり豊かな水を育んでくれます。また、針広混交林化は、生物多様性の向上や自然生態系の復元等に貢献しています。



針広混交林

道志水源林は、目標林型を「環境林」と定め、針葉樹の人工林については、間伐を進め広葉樹を増やすことで、水源かん養機能のほか多くの高い機能を発揮する、針広混交林（針葉樹と広葉樹の混生する森林）や広葉樹林を育成するための管理を推進し、将来にわたり横浜の水源を守っていきます。

### 《水源かん養機能》

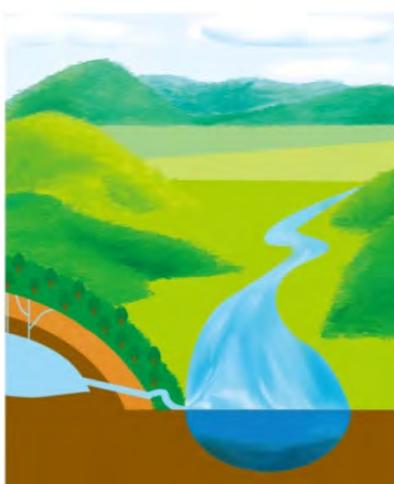
森林の土壌が雨や雪などの降水を貯めて、河川へ流れ込む水の量を調整して洪水や渇水を緩和させます。また、雨水が森林の土壌を通過することで水が浄化されます。

#### 水を蓄える



地表に堆積した樹木の落葉や落枝が土壌動物や微生物の働きにより分解され、有機物に富み、大小様々な隙間が沢山ある保水力の高い土壌が作られます。降った雨水はそのスポンジのような土壌を通過して、地中深くしみ込んで、地下水としてたくさん蓄えられます。

#### 洪水を緩和する



地下水は湧き水となって再び地上に現れ、河川となります。山々に森林がないと降った雨は地表を流れ落ち、河川へと流入してしまいます。水源林は、雨水の河川への流出量を調整し、洪水を緩和する機能を持っています。

#### 水を浄化する



森林に降った雨は、保水機能の高い森林土壌にたっぷり吸収され、ゆっくり地中に浸透することで良質な地下水に浄化されます。

## (2) 天然林の取扱い

天然林は、人工的な管理は必要最小限にとどめて、基本的に自然の推移に委ね、自らの力で安定した森林に移行させて、その土地に適した森林を目指します。

### [タイプ別取扱い方法]

| タイプ   | 取扱い   |
|---|---|
| 原生林（自然のままで、人手の加えられていない森林）                             | 自然の推移に委ねて、安定して天然更新が行われる現在の林型を維持します。             |
| 天然生林（伐採など人手が加えられ後、自然に再生した森林）                          | 天然更新を基本的として、必要に応じて手を加えます。                       |
| 天然移行林（植栽木の生育不良や広葉樹再生を促す手入れにより、針葉樹人工林から広葉樹林に移行しつつある森林） | 広葉樹の侵入が進んでいるため、基本的に自然の再生に任せて広葉樹を混交させ、天然林を目指します。 |



### (3) 人工林の取扱い

針葉樹の成長に伴い、樹冠がうっ閉し森林内が過密になると、林内に届く日光がさえぎられ、下層植生が乏しく、生物多様性が低くなり、雨水の土壌への浸透が進まず、発達した土壌構造による保水力の向上が期待できません。下草がないとスギやヒノキの落ち葉や表層の土も雨で流出しやすくなるので、土壌の表面がむき出しになり水源かん養機能を発揮できなくなります。

また、人工林内への広葉樹の侵入・定着と成長を促し、針葉樹の人工林を針広混交林や広葉樹林へと誘導するためには、間伐等により林内を十分に明るくすることが必要です。

水源かん養機能を向上させるには、スギやヒノキの人工林を間伐して密度を下げ、将来的に広葉樹の多い森林に移行させることが望ましいため、今後も間伐を計画的に行い、針葉樹と広葉樹の混生する森林（針広混交林）を育成する管理を進めます。

### [タイプ別取扱い方法]

| タイプ                       | 取扱い  |
|---------------------------|--|
| 単層林（人工造林により造成された林齢が単一な森林） | 保安林指定施業要件（次ページ※2 参照）に準じて、間伐を計画的に繰り返し実施することで樹間を徐々に広げ、針葉樹の大木の間広葉樹が混生する、保水機能が高い「針広混交林」に誘導します。 |

|                                       |  |
|---------------------------------------|--|
| <b>複層林</b> （単層林を間伐して下層に針葉樹を植えた森林）     | 上木の針葉樹の間伐を計画的に行うことで、広葉樹の侵入と生育を促進させ、下層植生を豊かにしていき、広葉樹との混交を目指します。また、植栽した針葉樹の下木についても、必要に応じ間伐などの手入れを行います。 |
| <b>針広混交林</b> （植栽した針葉樹に広葉樹が混じって生育する森林） | 間伐などにより適正な密度管理を実施し、林内照度を確保して広葉樹の侵入と定着を促進します。   |



単層林(ヒノキ)

複層林(ヒノキ)

針広混交林(ヒノキと広葉樹)

## ア 間伐計画

道志水源林のほぼ全域が、森林法に基づく「保安林」(※1)に指定されています。

保安林に指定された森林では、水源かん養をはじめとする公益目的を達成するために、伐採や土地の形質変更が規制されています。

また、間伐する量についても、「指定施業要件」(※2)により、樹木の体積による間伐率(材積間伐率)が定められているため、それに則して計画的な間伐を実施していきます。

- ① 間伐は、前回実施してから10年目で実施する。
- ② 間伐の量は、「指定施業要件」により、材積間伐率35%以内とする。
- ③ 広葉樹の侵入度合など林地の状況に応じて間伐実施時期の変更などの検討を行う。

### ※1 保安林

保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林です。

保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制されます。

### ※2 指定施業要件

保安林の指定目的を達成するため、個々の保安林の立地条件等に応じて、立木の伐採方法及び限度(間伐率など)、並びに伐採後に必要となる植栽の方法、期間及び樹種が定められています。

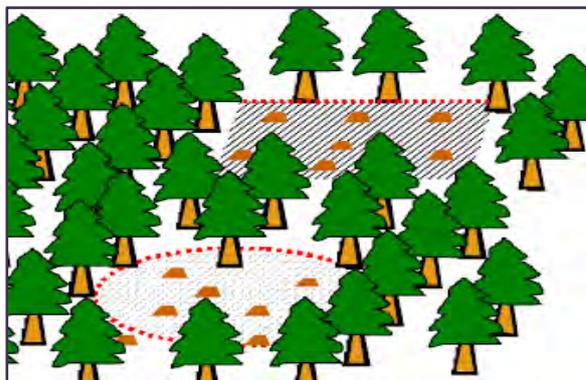
## イ 整備面積

人工林の間伐等による整備は、毎年70ha程度の面積を実施する計画です。

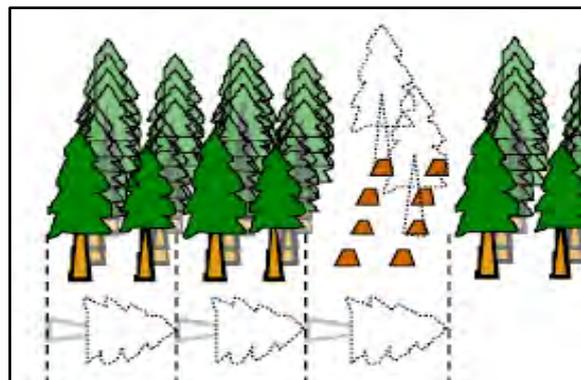
## ウ 群状間伐及び帯状間伐地

道志水源林では、これまで通常の間伐を計画的に行い、広葉樹の侵入を図っていますが、斜面の向きや斜度などの条件によっては、林内の光環境が十分でなく広葉樹の侵入が進まない場所もあります。

そのため、広葉樹の成長に必要な陽光を確保するため、平成30年から3年間、通常間伐のほか、群状間伐や帯状間伐を導入して、スポット的に明るい場所をつくり、そこに広葉樹を植栽する試みを行い、その生育状況を検証しています。



群状間伐



帯状間伐

※群状間伐：一定の長さを1辺とする正方形、又は、一定の長さを直径とする円形に伐採する方法です。正方形の1辺の長さや、円の直径は、樹高の長さが提言されています。

※帯状間伐：帯状に一定の幅で伐採する方法です。帯幅は、樹高と同じ長さ、もしくは、樹高の長さの2倍などが提言されています。

(資料提供：山梨県森林総合研究所)

#### (4) 間伐材の取扱い

道志川流域の地質は崩壊しやすい花崗岩質であり、地形も急峻なため、搬出のための作業路の作設及び集材のために材を引きずることは、林地の土壌を攪乱し、水源かん養上マイナスの影響を与えるため、林地(土壌)保全を第一に考え、基本的には間伐材の搬出作業は行いません。

ただし、間伐材の有効利用を目的として、土壌や下層植生に影響が少ない搬出方法や、費用対効果なども検討しながら、既存の林道や作業路から可能な範囲に限り搬出を行うこととします。

#### (5) 作業路の維持管理

水源林整備の作業効率を促進するため、平成4年度から3か年で水源林内を連絡する作業路(約3,000m)を開設しましたが、凍結、融解、風雨等により、のり面及び路肩の崩壊が進行したため、平成12年度から30年度まで、のり面及び路肩の保護工事を実施しました。この作業路は「道志水源林プラン(第十二期)」の効率的な遂行に不可欠であり、今後も維持管理を続けていきます。



のり面保護工事

## (6) 獣害・病虫害対策

道志水源林内において、平成10年頃から顕在化しているシカによる森林への被害は、いまだ継続して発生しています。さらに、令和2年から発生したナラ枯れの被害も深刻化してきています。

これらの獣害や病虫害による影響を最小限にとどめ、健全な水源林を維持するため、山梨県の方針に沿って、道志村や関係機関とも連携をしながら総合的な対策を実施していきます。

### ◆コラム◆ 道志水源林の維持と保全管理 ～ナラ枯れ被害～

道志水源林では、令和2年度に初めて97本のナラ枯れ被害木を確認し、3年度には1,631本、4年度には1,770本、5年度には1,700本、6年度には1,627本の被害木を確認し、全て駆除処理作業を実施しました。

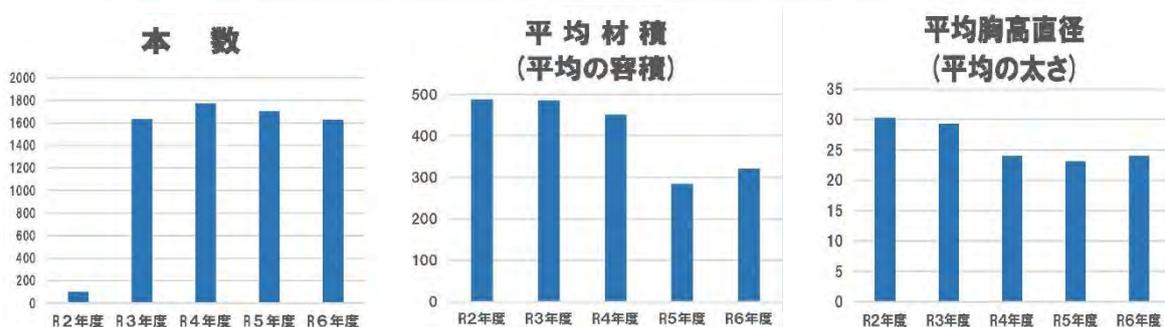
また、駆除処理に係る被害木調査に対しては、速やかに山梨県に報告し、国と県から補助金の交付を受けています。

横浜の良質な水道水の原点である水源林に多大な被害を及ぼすナラ枯れやその他病虫害について、今後も適切な対応を行っていきます。

※ナラ枯れとは、カシノナガキクイムシがナラ類などの樹木に生息する時に持ち込む病原菌(ナラ菌)により発生する樹木の集団被害です。

### 道志水源林のナラ枯れの状況

|                   | 令和2年度               | 令和3年度               | 令和4年度               | 令和5年度               | 令和6年度               |
|-------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 本数                | 97本                 | 1,631本              | 1,770本              | 1,700本              | 1,627本              |
| 平均材積<br>(平均の容積)   | 0.487m <sup>3</sup> | 0.485m <sup>3</sup> | 0.451m <sup>3</sup> | 0.284m <sup>3</sup> | 0.320m <sup>3</sup> |
| 平均胸高直径<br>(平均の太さ) | 30.22cm             | 29.18cm             | 23.94cm             | 23.11cm             | 23.93cm             |



## 1 交流・連携

## 関連事業

公有水源林の管理に加えて、地域振興や村民の生活環境向上、水域の浄化などに資するため、「公益信託道志水源基金」を設立し、運用益を活用して、市民や企業と協働した多様な取組を行っています。

今後も、森林の重要性や水源林保全の大切さを多くの方々に理解してもらうとともに、市民ボランティアや民間団体などと連携して森づくり活動に取り組むことにより、道志川上流の森林保全を効果的に進めていきます。

## (1) 水源地の保全、地域振興

### ア 公益信託道志水源基金の設置

平成9年度に横浜市が10億円、道志村が1,000万円を拠出して「公益信託道志水源基金」を設置し、道志村の自然環境の保全及び社会生活基盤の向上のための事業へ助成をし、水源地の保全、地域振興及び地域住民の福祉向上に取り組んでいます。

### イ 生活排水処理事業への助成

道志川の水質を守るために、し尿と生活排水をあわせて処理できる合併処理浄化槽の整備等を行う「道志村生活排水処理事業」へ平成13年度から助成をし、事業の促進を図っています。令和7年度からは、整備の進捗に伴い維持管理費などへ助成をしています。

## (2) 市民や民間団体等と連携した森林づくり

### ア 道志水源林ボランティア事業

道志村の面積の約6割を占める約4,600haの民有林の中には、高齢化や人手不足などで管理が行き届かない森林が増えており、水源かん養機能の低下が懸念されています。そこで、平成16年度から市民ボランティアの力をお借りして、民有林の手入れを行っています。



市民ボランティアの活動

### イ 水のふるさと道志の森基金の設置

市民ボランティアの方々の自主的な水源保全活動を支援するため、平成18年度に設立し、整備活動に参加できない方にも水源林保全に協力いただけるよう、市民や企業からの寄附金等により、財政基盤の安定化を図っています。

※2年以上継続して毎年10万円以上の寄附をいただける市民や企業の方々を「道志の森サポーター」として登録する制度を設けて、ボランティア活動を支援しています。

### ウ 水源エコプロジェクトW-eco・p（ウィコップ）

水源エコプロジェクトW-eco・p（ウィコップ）は、企業や団体からのご寄附により公有林の整備を推進するとともに、水源保全の大切さをPRする取組です。

「ウィコップ」協定に基づき、原則3年間3ヘクタール以上の水源林整備に係る費用の一部をご寄附いただく仕組みで、企業や団体は、森林の名称設定や水源林保全の活動体験などSDGs活動の推進やPRにご活用いただけます。



協定林の看板設置



協定企業のCSR活動

### (3) 啓発・PR活動

#### ア 見学地等を活用した活動

森林の重要性や水源林保全の大切さを多くの方々に理解してもらうために、施設見学地などを活用した啓発活動を推進するほか、水源地域へ市民を誘客する取組により、観光振興と水源保全への理解の向上を図ります。



#### イ 道志村と市民の交流

道志村と横浜市は、明治30年に道志川から取水を始めて以来、水を通じて、固い絆で結ばれており、平成16年には、お互いの理解と友情を深めていくため、「横浜市と道志村の友好・交流に関する協定」を締結し、道志村を「横浜市民ふるさと村」とすることに合意しました。

現在、道志村村内で施設の優待サービスや市立小・中学校の自然体験などの交流が行われており、今後とも道志村と横浜市との友好・交流の促進を図っていきます。

#### ウ 間伐材の有効利用によるPR活動

資源の有効利用、水源林保全のPR効果などの観点から、可能な範囲で搬出した間伐材を、庁舎内装材やベンチなどに加工し、活用していきます。



庁舎の内装材（中村ウォータープラザ）



校舎の内装材（道志中学校）



ベンチ（横浜市庁舎）

豊かな自然環境を次世代に受け継いでいくことと、自然環境と人間との共生（環境共生）のために、水源林の適切な保全・管理を通じて、環境対策を推進していきます。

### (1) 地球温暖化の防止

樹木は、光合成によって地球温暖化の原因物質である二酸化炭素から有機物をつくりだし、これを幹や枝などの形で長期間蓄積します。健全な森林を育成、維持していくことは、二酸化炭素の吸収源としての働きをより一層発揮します。そのため、人工林の適切な管理をはじめ、森林の保全作業を着実に実施することで、二酸化炭素吸収量の確保に努めます。

### (2) 水源地の自然環境保全

道志村内には多くのキャンプ場があり、年間を通じて多くの人々が訪れます。

このような状況は、河川水質を始めとした水源地の汚染リスクを高めることとなることから、次のような取組を推進していきます。



地元と連携した活動①（不法投棄物の撤去）

#### ア 不法投棄の防止

（定期的なパトロール、地元・関係機関との連携）

#### イ 河川清掃活動（地元・関係機関との連携）

#### ウ 水質汚染の防止（生活排水処理事業への助成）



地元と連携した活動②（河川清掃活動）

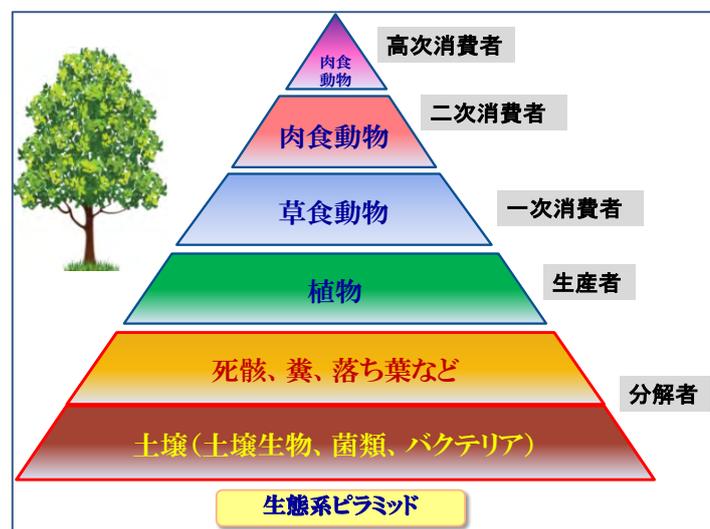
### (3) 生き物がにぎわう森づくり

森林は、水源かん養や生物多様性保全など、私たちの生活を支えてくれる様々な機能を持っていますが、その機能を高度に発揮するためには、土壌の豊かさが必要となります。

森林の土壌は、木々の落ち葉や落ち枝、草の枯れ葉、根などのほか、動物の遺骸や糞などと、それを分解する菌類やバクテリア、そして土を耕す土壌動物などが協力して作り上げたものです。

生き物の食物連鎖においても、多様な生態系の土台は森林の土壌であり、多様な生き物たちは、豊かな土壌を育み、豊かな土壌は、より多様な生き物を育み、そして豊かな水を育んでくれます。

そのため、適切な水源林の管理を行うことで土壌の保全を図り、より多くの生き物が生き生きと暮らす「生き物がにぎわう森づくり」を進めます。



## 〔道志水源林管理計画（経営計画）の沿革〕

水源林を取得後、計画施行による水源林整備を進めるため、計画期間を10年とする経営案編成に着手し、大正8(1919)年に「第一期経営計画」が編成されて以降、現在にいたるまで計画的に管理を行ってきました。

「第一期経営計画」から「第八期経営計画」までは、ヒノキ等の針葉樹を主とする人工林の造成を積極的に推進し、森林の有する水源かん養機能と木材生産機能に代表される経済的機能（林業経営）の両立を目的とした経営（「予定調和」という。）が可能であるとの考えのもとに、森林資源の充実と木材生産、地域産業の振興にも努めた経営を行ってきました。

しかし、時代背景の変化や、森林管理の理論を裏付ける科学的知見も豊かになり、一つの林で木材生産を最大にすることと、環境保全機能を最大にすることは同時には達成できないこと、それはむしろ相反することが分かってきました。

そのため、第九期経営計画から、これまでの林業経営による経済効果を重視してきた施業から、水源かん養を第一義とした森林の公益的機能を一層重視した方向に転換し、特に水源林の将来あるべき森林像を定め、更新方法も皆伐施業から非皆伐施業に変更しました。

第十期管理計画では、第九期経営計画で示した水源かん養機能の維持・増進を目指した水源林の管理を推進するものとし、計画名称も「経営計画」から「管理計画」に変更しました。

平成28(2016)年に水源林取得100年を迎え、将来にわたり横浜市の水源林を守り続けていくとともに、水源地の環境保全などにもさらに力を注いでいくため、計画の名称も「管理計画」から「道志水源林プラン」に変更して、水源かん養や生物多様性保全などの「環境保全機能」を重視した「環境林」を目指した計画を策定しました。

| 計画名称               | 面積 (ha)  | 計画期間      | 年数 | 備考  |
|--------------------|----------|-----------|----|---|
| 第一期経営計画            | 2,780.93 | 大正8～15年   | 8  | 大正10年81.69haの用地取得(39林班)、関東大震災の被害復旧のため計画終了 |
| 第二期経営計画            | 2,862.62 | 昭和2～11年   | 10 |   |
| 第三期経営計画            | 2,862.62 | 昭和12～21年  | 10 |   |
| 第四期経営計画            | 2,862.62 | 昭和22～30年  | 9  | 基本計画・森林施業計画(S31～36年)と同調、7.01ha減(農地解放)     |
| 第五期経営計画            | 2,855.61 | 昭和31～40年  | 10 | 2.43ha減(用地交換、売却)                          |
| 第六期経営計画            | 2,853.18 | 昭和41～50年  | 10 | 1.99ha増(用地交換)                             |
| 第七期経営計画            | 2,855.17 | 昭和51～60年  | 10 | 0.72ha減(用地売却)                             |
| 第八期経営計画            | 2,854.45 | 昭和61～平成7年 | 10 | 14.33haの用地取得(40林班)                        |
| 第九期経営計画            | 2,868.84 | 平成8～17年   | 10 | 4.22haの用地取得(41林班)                         |
| 第十期管理計画            | 2,873.06 | 平成18～27年  | 10 | 計画名称を「管理計画」に変更                            |
| 道志水源林プラン<br>(第十一期) | 2,873.06 | 平成28～令和7年 | 10 | 計画名称を「道志水源林プラン」に変更                        |

※面積の増減については、農地解放、用地交換、治山工事、購入、売却(国道・県道)等による。

※期間年数については、自然災害、国や山梨県の基本森林計画などに同調するため期間短縮が生じる。